#### 令和6年度 答申内容を踏まえた取組内容報告

評価対象事務事業名    事業承継支援事業	所管課	産業経済課
-----------------------	-----	-------

項目		答申内容
実績状況	成果	①区内の中小企業経営者の高齢化は進んでおり、事業そのものの低下、人材不足による承継者不在が深刻な状況である。次世代へ事業を引き継いでいくことは、区の持続可能な発展のためには不可欠であり、本事業の果たす役割は大きい。 事業承継相談件数の実績が少ないことについては、事業承継に関心のある事業者の有無、事業の周知不足などについて十分に検証し、結果によっては事業内容を再検討すべきである。
	コスト	①コストの大半を占める事業承継相談委託業務については、中小企業診断士協会に一般的な経営相談や事業承継相談、創業支援の経営相談業務として、一括契約しており、本事業にかかるコストが明確になっていない。
		②各年度の事業費に変動があり統一的なコスト分析を行えるよう、事業ごとのコストを明確にする べきである。
		【商工会議所等との役割分担や連携について】 ①中小企業の事業承継等に関する相談は、区が一括で相談を受け、商工会議所や税理士会、弁 護士会等と連携・協働し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。
		②区が主体となって商工会議所やその他関連団体に呼びかけを行い、事業承継等に関するセミナーや相談会などの充実化を図るべきである。
		③セミナーを開催するに当たっては、シンクタンクの講師等を招き、事業承継のみならず、区内中小企業者に向けて日本経済や産業構造、海外の景気動向、スタートアップなど、経営者の関心事を含めたテーマで開催するとともに、講演会方式だけでなく、個別相談会を合わせて実施することにより、より参加者を増やす取組を実施すべきである。
今後の 方向性 改善		【事業承継相談について】 ①事業承継の手法について、区内のみならず、近隣自治体における成功例を紹介しつつ、事業転換による事業承継相談も受けられるよう検討すべきである。
		②事業者の持つ技術や製法は地域の財産であり、事業承継の手法としてM&Aを検討すべきである。
		③事業承継の手法としてのM&Aの手続やメリット・デメリット、事例をわかりやすく解説したPRを行いつつ、M&Aの相談も相談窓口で対応できるようにするべきである。
		④事業承継相談は、相談に当たる中小企業診断士のコンペティションを実施するなど、事業承継に 消極的な事業者に積極的に動いてもらうための新たな事業を検討すべきである。
		⑤事業承継相談は、区内産業の継続・雇用の確保につながっているため、啓発活動には民間との 協力連携や税に関する情報発信等、新たな手法を取り入れつつ積極的に実施すべきである。

## 取組内容

①相談を含む事業承継支援事業全般について周知を強化するとともに、景況調査で得られたデータをもとにした事業者ヒアリングや中小企業診断士による事業所訪問相談等によって実態を把握し、今後の事業展開に反映させる。

①②事業承継相談委託業務は令和7年度以降、他の相談業務と一括契約する方法から変更して窓口及び事業費を一本化し、法務・税務・財務・企業経営における事業承継関連分野に精通した専門家がワンストップで相談対応できる体制を整備する。これにより、各年度事業費における統一的なコスト分析にも対応していく。

## 【商工会議所等との役割分担や連携について】

①中小企業の事業承継等に関する相談は、国や都など様々な主体が実施しており、区においても商工会議所や税理士会、弁護士会等と意見交換を行い、効果的な相談事業の実施方法を検討していく。

②③これまで実施してきた金融機関との意見交換や商工会議所の事業承継ワーキンググループ等の他、今後、定期的な情報交換会を開催するなど連携を密にしていくとともに、その中で、セミナーや個別相談会の実施内容などを検討していく。

## 【事業承継相談について】

- ①事業承継の身近な例について取材等を行い、令和7年度から区ホームページ等に掲載する。
- ②③事業承継は類型が多岐に渡っているが、その全てにおいて一旦は相談対応し、必要に応じて他の機関・事業を案内するなどしている。M&Aは多額の資金を要することから区での対応実績がほぼない状況であるが、他団体との連携を通じて実情把握に努め、事業承継の類型の一つとして区ホームページ等でのPRを検討する。

④令和7年度からの事業承継相談委託は、資格要件及び実績要件を付した上での競争入 札方式で受注者を決定し、一定程度のスキルやノウハウを担保する。

⑤事業承継相談の啓発活動については、金融機関や商工会議所等と協力連携し内容や手 法を工夫するとともに、事業承継をした場合の税制特例をわかりやすく周知するなど、積極 的に実施していく。

評価対象事務事業名	民間建築物耐震診断・改修事業	所管課	建築課
ローロバタナがテネル	人们是未协则及股份 以沙子木	// EIX	是未坏

評価対象事務	务事業名	民間建築物耐震診断・改修事業	所管課	建築課	
項目			答申内容		
	成果	①能登半島地震や台湾で発生した地震な 近なものになっており、耐震化事業は区と の実績のままでは、令和7年度末までの「 区耐震改修促進計画(以下「計画」とする) 進すべきである。	しても重点的に取り約 耐震性が不十分な住	且むべき課題となっている。過年度 宅をおおむね解消する」という葛飾	-
実績状況		②本事業の成果・評価指標については助け分な建物のうち、計画の目標を達成するたなど、事業の進捗状況を把握しやすくすべ	めに各年度で耐震化		
	コスト	①耐震診断を全額公費負担することについかかる経費については、診断内容や作業 である。			
		【建物の耐震化について】 ①耐震化されていない建物は、グレーゾー するために葛飾区住宅耐震化緊急促進ア 別訪問による直接的な耐震化の促進や耐 イレクトメールの取組など、建物所有者のである。	クションプログラムを 震診断後、未改修の 行動を待つのではなく	作成している。これに定めている戸 住宅所有者に対する戸別訪問やダ 〈区が積極的に耐震化を促進すべき	
		②耐震化促進事業は、区民の生命と財産 の取組を更に加速させるため、予算や専門			
		【耐震助成について】 ①助成額は他区と比較して既に高い水準 修が困難なケースが増えることが想定され なる助成額の増額を行い、区民負担を軽減	るため、国費や都費	などの特定財源が見込めずとも更	
		②経済的な理由で耐震改修が困難な場合 もに、台所や寝室などの危険性が高い箇所 る部分改修も助成対象とするよう検討すべ	所のみを対象とした而		

# 今後の 方向性

③建物の倒壊による被害は、隣接地にも影響を及ぼすため、現状、住宅のみを対象としている助 成制度に、非住宅も追加すべきである。

#### 改善

④高齢者や寝たきりなどで介護を必要とする方は、発災時に逃げ遅れることが懸念されているた め、耐震診断を行わなくても助成対象となる耐震シェルターや防災ベッドの設置を促すべきである。

⑤耐震シェルター、防災ベッドは生命を守るために有効であり、経済的な負担の軽減につながる取 組を検討すべきである。

## 【啓発について】

①地域危険度が高いエリアは、面的な耐震化率の向上が求められており、耐震化促進事業の説明 会回数を増やすなど集中的に耐震化に取り組むべきである。

②防災に関する各種助成は地域振興部で実施しており、耐震化促進事業を実施している都市整備 |部と別々に窓口が設置されている。区民にわかりやすい窓口とするため、「建物防災まるごと相談 窓口」のように窓口を一本化し、横断的に相談を受け付け、支援策を案内できるような仕組みを検 討すべきである。

③広報紙などに防災関連の記事を掲載する際は、耐震化促進事業に関する記事だけでなく、区が 実施している防災に関する情報を集約すべきである。

## 取組内容

①民間建築物耐震診断・改修事業について、これまで実施してきた内容を継続しながら、葛 節区耐震改修促進計画の目標に向かって、耐震診断を支援した建物所有者に対して耐震 化を促すなど、葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに掲げた4つの取組を行 い、更なる建築物の耐震化を促進する。

②中期実施計画で活動量に対する目標値を掲げており、事業の進捗状況を把握できるよう にしている。また来年度、東京都が耐震改修促進計画の改定を予定しており、葛飾区におい ても改定内容を踏まえて適切に対応し、活動量に対する目標値も更新していく。

①木造住宅の耐震診断については無料派遣制度にすることで建物所有者の負担軽減を ■ 図っている。また、診断にかかる費用については、診断内容や作業量を適宜精査し、必要に 応じて見直しを図っていく。

## 【建物の耐震化について】

①住宅所有者に対する戸別訪問やダイレクトメールの取組に加え、広報かつしかの1面によ る事業PRや区公式ホームページ、SNS等を活用して積極的に耐震化を促進していく。

②耐震化促進事業について取組を更に加速させるために、令和7年度は当初予算額を大幅 に増加させる予定(令和6年度:479.515千円→令和7年度:974.162千円)であるとともに、専 門職員については引き続き定数の確保を要望している。

#### 【耐震助成について】

①経済的理由で耐震改修に進めない方のために、令和7年度から区の独自財源で改修助成の大 部分を占める除却の補助率(1/2→4/5)、限度額(700千円→1,800千円)の拡大実施を予定してお り、葛飾区耐震改修促進計画の目標達成に向けた取組を推進していく。

②耐震シェルターに関しては助成額(270千円→600千円)の拡大を予定しているとともに、未改修 の住宅所有者に対するダイレクトメールの発送の際にカタログを同封し周知を図っている。また、合 理的な改修工法で工事費をできるだけ抑える工法を新たに助成対象とし、さらに主たる居室や寝 室の構造部分のみを補強する部分的な耐震改修工法の検討をしている。

③住宅の耐震化を最優先の課題として進めていくが、非住宅についても国や東京都の動向を注視 し、対応を検討していく。

④現状、耐震シェルター、防災ベッドについては耐震診断を行わなくても助成対象であること から、更なる事業の周知を実施していく。

⑤耐震シェルター助成を利用しやすくするため、令和7年度から助成限度額の拡大を予定し ている。

### 【啓発について】

①令和7年度より耐震化促進事業の説明会及び相談会の回数を10回から20回に増加させ |ることを予定しており、地域危険度が高いエリアでの実施回数も増やすことにより区の取組 の周知を拡大する。

②区民にわかりやすく支援策を案内できるように、地域振興部をはじめとした他部署と連携 した仕組みを検討していく。

③防災に関する記事を広報紙に掲載する際は、地域振興部で掲載している防災特集と耐震 |化促進事業の周知について同時に掲載する等、関連部署で検討を進めていく。

# 1/2

今後の 方向性

④防災関連の情報に関する広報かつしかの特別版や保存版を作成し全戸配付することにより、区 民が日常的に防災に関する情報を確認・活用できるようにすべきである。

改善

⑤年1回掲載している広報かつしかによる耐震化促進事業の周知は、回数を増やすとともに、紙面を可能な限り広く確保する、平易な表現を用いる、写真を掲載するなど、区民に耐震化の重要性や制度をわかりやすく伝えるべきである。

④区民が日常的に防災に関する情報を確認・活用できるように広報かつしかの特別版や保存版の作成について関係部署と検討を進めていく。

⑤耐震化促進事業については現状、広報紙へ年1回掲載している。今後は回数を増やしたり、写真やマンガ等でより区民の方へわかりやすい紙面づくりを心がけ耐震化の重要性や制度をわかりやすく伝える。

#### 令和6年度 答申内容を踏まえた取組内容報告

評価対象事務事業名	学びの機会の充実	所管課	生涯学習課
-----------	----------	-----	-------

項目		答申内容
	成果	①あらゆる世代の区民が充実した生活を送るために、生涯学習は重要であり、区民大学の講座の 受講者数は年々増加し、学びの場として一定の成果が得られている。その一方で、受講者の多くが 単に自己研鑽や趣味としての学びを目的とするなど、目的である「学びの循環」につながっていな い状況があり、今後、学びを地域活動に生かす更なる施策の検討が必要である。
実績状況	コスト	①講座の質を高めるために、講師謝礼の増額や講座の企画・運営を担う区民運営委員の報償費の増額を検討すべきである。 ②noteやポータルサイト等の内容を充実させ、職員の負担を軽減させるとともに、若者に対する訴求効果を高めるために、記事作成の外部委託やシステム改修を行うなどの手法を検討すべきである。
		【講座の企画や手法の見直しについて】 ①講座の受講に対してポイントを付与し、そのポイントを買い物や食事の割引に利用できるインセンティブを与えるなど、学びを促進させる単位認定制度の更なる活用を検討すべきである。 ②アンケート調査等によって区民の意見を聞くなど、社会課題や地域課題に沿った講座や区民ニーズを捉えた講座を企画する仕組みをつくるべきである。
今後の 方向性 改善		【オンライン化について】 ①Zoomを活用したオンライン講座やYoutubeの見逃し配信の実施など、「いつでも」「どこでも」学べる環境を整備することで、多様な方に対する学びの機会を提供すべきである。 ②対面形式の講座は、教育効果も高く、外出することで健康面のメリットにもつながるため、オンライン化を進めるだけでなく、対面形式の講座も充実させるべきである。 【広報の充実について】 ①既存の広報紙やホームページ以外の手法を検討するほか、区内の大学への周知など、認知度が低い若者世代へのアプローチを行うべきである。
		【類似事業の検証について】 ①内容が類似した講座があると受講率が低下する場合もあるため、全庁の講座調査による見直しや社会福祉協議会等で実施する講座との連携を図るなど、類似講座の検証を行い、それぞれの講座の活性化を図るべきである。  【学びの循環の促進について】 ①個人の学びを地域活動への参加につなげ、学びの循環を生み出すために、ゼミナール形式の講座の実施や講座受講後のフォローアップなどについて検討し、コミュニティ形成につなげていく必要がある。 ②学びの循環を客観的に評価できる明確な指標の設定を検討すべきである。

## 取組内容

①かつしか区民大学では「災害ボランティア講座」や「ゲートキーパー講座」、「スポーツ指導員養成講習会」、「手話講習会」など、ボランティアや地域活動に直結する講座を数多く実施している。今後も区民の需要が高い自己研鎖や趣味を目的とした講座はそのまま生かしつつ、地域活動に直結する講座の更なる充実に取り組むとともに、講座の中で関連する地域活動に関する情報提供を行うなどして学びを地域活動に生かす仕組みの構築を進めていく。

①講師謝礼の金額が講座の質に直結するものではないと考えているが、講師謝礼については区の基準額により金額を決定しており、また、多くの集客を望める著名な講師をお呼びする特別講演会(昨年度2回、今年度3回実施)では基準によらず金額を決定している。また、ボランティアの区民運営委員に対しては適切な実費弁償を行っている。

②今年度からnoteの一部の記事を区民運営委員の皆さんに作成していただくようにして、区民目線の記事づくりを心がけている。また、noteやポータルサイトの若者に対する訴求効果を高めるため、写真やイラストを多用し、楽しく読める工夫をしている。今後も更なる訴求力の向上を目指して、記事作成の外部委託等やポータルサイトのコンテンツの充実を検討していく。

①区民大学は健康アプリと連携し、健康に関する講座の受講によって、1回当たり20ポイント(=20円相当)を取得でき、このポイントは区内の様々な店舗で使えるデジタル商品券「かつしかPAY」に交換することができるようにしている。11・12月に開催した「ツボで健康に!やさしい東洋医学講座」では参加した84名のうち21名が健康ボイントを獲得した。講座の会場へ外出することも受講者にとっては健康増進につながることから、2月からは生涯学習課で実施する健康以外に関する講座にも10ポイントを付与できるようにするなど、対象事業を拡大して区民の学びと健康を一層推進する。また、学習単位認定制度により単位に応じた賞状やアカデミック賞(300単位)取得者に対しては葛飾区長から表彰及び記念品(葛飾の伝統工芸)を贈呈するなど、インセンティブを設けていて、現在は9名がアカデミック賞を取得している。

②講座アンケートの結果に基づき、要望の多かった分野の講座を実施するなど、区民ニーズの反映に努めて いる。今後も講座アンケートと実践を繰り返しながら、区民ニーズを捉えた企画を実施していく。

①令和5年度は7講座のライブ配信、1講座の編集配信、令和6年度は1講座のライブ配信、1講座の編集配信を実施している。今後もオンライン視聴の需要が見込まれる講座について、ライブ配信や編集配信などの内容に応じたオンライン化に取り組ます。

②区民大学の参加者にとって、上述のとおり、講座の会場へ外出することも健康増進につながることから、令和7年2月からは生涯学習課で実施する健康以外に関する講座に10ポイントを付与できるようにするなど、健康ポイント付与対象事業を拡大して区民の学びと健康の更なる推進に取り組む。また、対面形式については座学のみではなく、より学習効果が高く、参加者同士の交流ができる参加体験型(ワークショップ)の講座を充実させていく。

①全ての講座について、LINE、X、Facebook、note、ポータルサイトを活用して周知を行っている。また、講座のチラン等は大学や専門学校、カナマチぶらっとなど、若者が多く利用する施設においても配布している。 さらに、広報かつしかについても、今年度の9月15日号の1面に大きく記事を掲載し、多くの区民に見ていただいた。若者を呼び込む新たな手法を検討しながら、引き続き、幅広い世代に向けた周知を図っていく。

①令和6年12月末に政策企画課、生涯学習課で講座・イベント情報(令和7年4月~9月)の全庁調査を実施した。これまで、限られた部署の講座だけを取りまとめていたが、全庁調査の実施によって、より広い情報を区民にお知らせできるようになった。今後、1月末にとりまとめた調査結果を関連講座の紹介や講座の内容の充実に役立てていく。

①区民大学の講座でも農業応援サポーター養成講座は全17回にわたって参加者が一緒に農作業を実践的に学ぶことができる。ほかにもかつかしかの伝統工芸やシルバーカレッジ、かつしかボランティア学などは、連続講座となっていて参加者同士が何度も顔を合わせ、交流することができ、コミュニティ形成につながっている。また、その他の講座についても、区民大学はリピーターが多いために、様々な講座で同じ参加者と会うことができ、気の合う仲間を見つけることができる。さらに、生涯学習課では、講座で身に着けた知識等の受講後の活用や団体の立ち上げ、団体への参加について、相談に応じている。今後もこうした連続講座の更なる充実に取り組み、学びの循環を支援していく。

②客観的な指標の設定は難しいと認識しているが、他自治体の事例も参考に、ボランティア活動や地域活動への活用を示す「ボランティア講座の受講者数」や「わがまち楽習会実施団体数」、「新たな自主グループの団体数」など、適切な指標を検討していく。

評価対象事務事業名	子ども・若者支援体制の充実	所管課	子ども・子育て計画担当課

計画对象争位	7 字 禾 仁	すとも・石名文版体制の元美	川官林	すとも・テ育で計画担当味
項目			答申内容	
	成果	①近年、子ども・若者を取り巻く問題は複雑や居場所の提供は重点的な施策となっていやし、学習等意欲喚起支援を呼び水として、いながら居場所を提供している。また、学習せて継続的な支援が必要な場合には、登録の個別支援登録者は、令和5年は12名と非な支援が行えるよう、取組内容等を再考すべ	る。その中で、子ど 家庭に様々な事情 等意欲喚起支援の 制で個別支援を行 常に少ない状態で	も応援事業は、年間3,000万円を費を有する子どもとの関係づくりを行利用者の中で、個人の状態に合わっている。しかし、子ども応援事業
実績状況	コスト	①子どもや若者に対する支援事業における ビスの質が担保できる手法も検討すべきでな で、質が担保できるよう適切に計上すべきで	ある。また、予算に	
		【子ども応援事業の事業内容について】 ①現在は、学習等意欲喚起支援が主な事業 子どもは過度に相手を気遣ってしまう傾向か 実させるべきである。		
		②本事業の事業者だけではなく、地域の様々整備できるよう、子ども食堂などの団体・事業ながりを強化すべきである。		
		③支援が必要な子どもを効果的に支援できどのアプローチが必要である。	るよう、福祉部や教	て育委員会事務局と密に連携するな
		④オープンな環境で多くの子どもが参加するの子ども事業とは別に、個別支援に特化した		
今後 方向		【子ども応援事業の実施場所について】 ①子ども未来プラザは、現在、区内に3施設いては、地区センター等の既存の建物を活りいても支援が受けられるよう配慮すべきであ	用した事業の実施な	
改善		【高卒認定試験の補助について】 ①より多くの方に活用してもらえるよう、今後 見直しを検討すべきである。	き、情報発信の工夫	のほか、申請期限や対象経費等の
		【若者相談事業について】 ①必要となる相談員の資格については、委託 やかな支援を実施できるようにすべきである		区がより積極的に関与して、より細
		②対象者が相談事業を利用しやすくなるよう すべきである。また、事業の周知に当たって 体等への協力依頼などを行い、対象者が事	は、若者世代が目	にしやすいSNSの活用や地域の団
		③本事業と、くらしのまるごと相談課のくらし 内容や対象者などを整理し、区民にわかりも		

#### 取組内容

①子ども・若者の居場所の現状や課題を的確に捉えるため、令和7年度に子ども・若者の居場所の需要供給調査を実施しニーズ等を把握した上で、事業内容や対象者等の事業全体の在り方の見直しを行う。

事業の見直しに当たっては、様々な事情を抱えた子どもの居場所支援について、養育環境に課題のある子どもや、学校や家庭に居場所のない子どもを対象とし、生活習慣の形成や学習支援、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業の実施も含めて検討する。また、対象者が事業に接続できるように、学校等の関係機関と連携し事業実施を行う。

①本事業については、当初、プロポーザル方式で契約をしていたが、事業を実施していく中で業務内容が明確になったことから、仕様書に業務内容をより詳細に記載することや、入札参加事業者の条件に一定の要件を付すことで質の担保ができると判断し、入札方式に変更した終緯がある。

令和7年度の契約に当たり、子ども応援事業については、事業目的である「子どもの健やかな成長」のため、学習等意欲喚起支援の実施にとどまらず、子どもと信頼関係を築き、相談支援を実施すること等をわかりやすく明記した。

また、若者相談事業については、相談対応から関係機関への接続等に必要となる外出訓練等の段階的な支援等を仕様書に追記した。予算については、相談件数が増加している現状を踏まえ、増額計上した。

#### 【子ども応援事業の事業内容について】

①現在もコミュニケーション能力や自己肯定感等の非認知能力を高める支援を実施しているが、令和7年度は仕様書を見直し、子どもとの信頼関係の構築や子どもの相談支援を通して、更なる支援の充実に取り組む。

②子ども・若者を地域の子育て支援団体と連携し実施するために、毎年、連絡会議を実施している。令和7年度は、各団体の取組や区の事業内容を紹介する等、連携の更なる強化を図る。

③④子ども・若者の居場所の需要供給調査の結果を踏まえて、事業内容や対象者を見直した上で、庁内関係部署に事業の周知を行い、支援が必要な子どもが事業に繋がる体制を整える。また、事業見直しにおいては、個別支援に特化した児童育成支援拠点事業の実施も含めて検討する。

#### 【子ども応援事業の実施場所について】

● ①実施場所については、事業の見直しの際に地域バランスも考慮し再構築する。

## 【高卒認定試験の補助について】

①令和6年度、新たに高卒認定試験の講座を実施している近隣の民間事業者に案内チラシーを送付し、周知を依頼した。また、令和7年度からは助成金申請期限について、講座の受講開始前としていたが、受講開始後も申請できるよう見直すとともに、受験料や無料塾に通う受講者を対象に交通費や教材費に係る費用の補助メニューを追加する。

#### 【若者相談事業について】

①若者相談事業の相談内容は多岐にわたり、命に関わる深刻な相談もあることから、医療及び福祉分野の専門的な知識や経験を持った相談員が必要である。そのため、令和7年度の契約においては、医療分野の資格を持った者及び福祉分野の資格を持った者が本事業に従事するよう仕様書の修正を行う。

■②現状、必要に応じて土日の相談・支援についても実施しており、令和7年度の契約においては、土日に加えて夜間の相談・支援も必要に応じて実施することとする。また、想定件数を大幅に超える相談件数があり、周知については一定程度の成果がでている。令和7年度は、仕様書の想定件数を引き上げて相談体制を整えるとともに、必要な若者に情報が届くよう関係団体への周知等を行う。

③3つの類似事業について、業務内容や対象者を比較した表をホームページに掲載すると ともに、各事業のリンクを追加した。